

障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業実施要綱

令和4年3月29日
3 福祉障施第3283号
令和7年8月1日
7 福祉障施第1169号

(目的)

第1条 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業（以下「本事業」という。）は、障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等におけるデジタル技術等の導入を支援することにより、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 都は、以下の取組を実施する。

1 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

都は、障害者支援施設等がデジタル機器又は介護ロボットを新たに導入する場合に、別に定めるところにより、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

2 デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

都は、障害福祉サービス事業所等がデジタル技術を活用し福祉・介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムを新たに導入する場合に、別に定めるところにより、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。